

教育学研究科

ディプロマポリシー(修了認定・学位授与に関する方針)について

大学院教育学研究科

教職実践開発専攻 (教職大学院：専門職学位課程) (入学定員 28名)

1. 本専攻の教育目的に沿って設定された授業科目(共通必修科目、コース選択科目、教育実習科目、目標達成確認科目)を履修して修了要件の基準を満たすことが、専門職学位「教職修士(専門職)」授与の必要要件です。
2. 課程修了の判定は、本専攻の教育目的で明示されている、教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域に根ざす学校づくりの有力な一員となり得る新人教員としての資質、また、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員に必要な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーとしての資質を形成しているかを目標達成確認科目によりなされます。

学校教育支援専攻 (修士課程) (入学定員 8名)

1. 本専攻の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し、基準となる単位数を修得することが、修士の学位授与の必要要件です。その上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することが求められます。
2. 本専攻の教育目的で明示されている、理論と実践とを結びつけた人間・社会についての専門的に高度な識見が研究成果として実現されているかどうか、課程修了の具体的な目安となります。

教育臨床心理専修

1. 本専攻の教育目的に沿って設定された授業科目を履修し、基準となる単位数を修得することが、修士の学位授与の必要要件です。その上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することが求められます。

日本語支援教育専修

1. 本専修の教育目的で明示されている、日本語教育に関する理論と実践とを結びつけた人間・社会についての専門的に高度な識見が研究成果として実現されていることが求められます。

カリキュラムポリシー

大学院教育学研究科

教職実践開発専攻（教職大学院：専門職学位課程）（入学定員 28名）

【教育課程の編成の方針】

1. 専門的な方法論と知識を体系的に学ぶために、共通必修科目、コース選択科目を学習達成度指標に即し段階的に設置する。
2. 教育理論と実践力・応用力の融合を図るために、教育実習科目と必修・コース科目の教育内容に関する往還を図る。
3. 教育目的に明示されている資質を形成するために、目標達成確認科目（課題研究レポートを含む）を設置する。

【実施の方針】

1. 各授業科目のシラバスにおいて、到達目標、授業計画、成績評価基準・方法を明確に示す。
2. 研究者教員と実務家教員の協働授業、アクティブラーニング（双方向型授業、グループワーク、模擬授業など）を積極的に取り入れる。
3. 現職教員とストレートマスターの学習成果に基づき、授業形態や指導方法を工夫する。
4. 教育実習の事前事後指導を充実させる。
5. 成績評価基準、方法に基づき厳格な評価を行う。

学校教育支援専攻（修士課程）（入学定員 8名）

【教育課程の編成の方針】

1. 専門的な知識と方法論を体系的に学ぶために、専修ごとの専門科目を教育目標に即し段階的に設置する。
2. 専門分野を超えて学際的な視点を養う科目を設置する。
3. 獲得した知識や技能を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力や態度を育成するために、課題研究等の科目を設置する。

【実施の方針】

1. 各授業科目について、シラバスで到達目標、授業計画、成績評価基準、方法を明確にし、周知する。
2. 主体的に考える力を育成するために、双方向型授業、グループワーク、討論形式、実習を積極的に取り入れた授業形態、指導方法を行う。
3. 成績評価基準、方法に基づき、厳格な評価を行う。

教育臨床心理専修

【教育課程の編成の方針】

1. 専門的な知識と方法論を体系的に学ぶために、専修専門科目を教育目標に即し段階的に設置する。

2. 専門分野を超えて学際的な視点を養う科目を設置する。
3. 獲得した知識や技能を統合し、課題の解決と新たな価値の創造につなげていく能力や態度を育成するために、課題研究等の科目を設置する。

【実施の方針】

1. 各授業科目について、シラバスで到達目標、授業計画、成績評価基準、方法を明確にし、周知する。
2. 主体的に考える力を育成するために、双方向型授業、グループワーク、討論形式、実習を積極的に取り入れた授業形態、指導方法を行う。
3. 成績評価基準、方法に基づき、厳格な評価を行う。

日本語支援教育専修

【教育課程の変成の方針】

本専修では、本研究科および学校教育支援専攻の教育理念（別掲）に基づきつつ、同時に本専修独自の理念により、以下の方針においてカリキュラムを編成し、教育を実施する。

1. 多言語・多文化共生という時代的要請に合わせて、専修独自に、言語教育はもちろん、言語文化、言語心理、国際文化、文化共生の各分野に複数の受講科目を設置している。
2. 将来、日本語教育に携わる可能性をより大きく開くために、日本語支援教育実習として、海外の提携校において、あるいは、提携校の学生を本学に迎えた上で、教育の実践経験を積む機会を提供している。
3. 留学生数も決して少なくなく、そのために語学的科目だけに偏らず、文化論的科目についても、日本人特論、多文化共生論特論、多他民族文化教育特論、社会共生教育特論など豊富に設置している。
4. 日本語教育に関する理論と実践の重要性に鑑みて、本専修では修士論文についても厳格な指導体制を敷き、中間発表会や最終発表会などを行いながら、高度な学問的鍛錬の場を提供している。

【実施の方針】

1. 各授業科目について、シラバスで到達目標、授業計画、成績評価基準・方法などを明確にし、かつ周知させる。
2. 理論と実践の相乗効果を狙い、また、少人数教育の利点を活かし、演習の形態のもとに、発表の機会を増やす。また、学会での発表を含む参加についても、積極的に促進する。
3. 本専修では大きな意味を有する修士論文の提出後には、専修全体の発表会での発表を厳格に課し、会場での批判や質問にきちんと答えるなどの訓練の場を提供する。
4. 成績評価基準・方法に基づき、厳格な評価を行う。
5. FD研修会や関連教員の集まりなどで、授業の方法・工夫や学生指導などの問題点などについて、情報交換を行う。

1. 教育学研究科の目的及び専攻の概要

【1】教育学研究科の目的

本学大学院教育学研究科は、学部における専門教育又は教職経験の基礎の上に、確かな教育観と幅広い視野を持ち、高度の専門知識、研究力及び実践力を備えて、学校教育をはじめ教育の諸分野において教育研究の中核となり、併せて地域文化の向上に寄与しうる人材の養成を目的とする。

【2】教職実践開発専攻(専門職学位課程)のコースと定員

専攻	コース	定員
教職実践開発専攻 (専門職学位課程)	学校・学級経営	28名
	生徒指導・教育相談	
	教育課程・学習開発	
	教科領域教育実践開発	

【3】学校教育支援専攻(修士課程)の専修・分野と定員

専攻	専修・領域	分野	定員
学校教育 支援専攻 (修士課程)	教育臨床心理 ・教育臨床心理学 ・特別支援教育	臨床心理学、教育心理学、発達心理学、 特別支援教育	8名
	日本語支援教育	言語教育、言語文化、言語心理、国際文化、 文化共生	

2. 教職実践開発専攻(専門職学位課程)に関わる事項

(1) 理念、目的及び目標

【1】教職実践開発専攻の理念

教職実践開発専攻は、学校教育に関する理念及び応用を教授し、高度の専門性が求められる教職を担うための学識及び実践力、応用力を培うことを理念とする。理念に基づき以下の目的を定める。

【2】教職実践開発専攻の目的

教職実践開発専攻では、学校教育に関する高度の学識及び実践力・応用力を備えた新人教員やミドルリーダー(中堅教員)及びスクールリーダー(中核的中堅教員)を育成することを目的とする。目的に基づき以下の目標を定める。

【3】教職実践開発専攻の目標

- ① 教科指導や生徒指導など教員としての基礎的・基本的な資質能力を確実に修得した学部卒業生を対象に、特定分野に関する学問的知識・能力の形成とともに、教職としての高度の実践力・応用力を備え、地域にねざす新しい学校づくりの有力な一員となり得る新人教員を養成する。
- ② 現職教員等(常勤6年以上の教職経験を有する者。以下、同様の内容で使用する。)を対象に、地域や学校における指導的役割を果たし得る教員として、必要不可欠な確かな教育理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダー(中核的中堅教員)及び将来の指導主事や学校の管理者として優れた指導理論と実践力・応用力を備えたスクールリーダーを養成する。
- ③ 大学卒業後に常勤3年以上の社会的経験を有する者を対象に、教員としての基礎的・基本的な資質能力を修得した上で、広い視野と教職としての高度の実践力・応用力を備えた教員を養成する。
- ④ 休業制度による修学を希望する3年以上6年未満の教職経験を有する現職教員を対象に、教員としての確かな教育理論と優れた指導理論及び実践力・応用力を備えた学校におけるミドルリーダー(中堅教員)を養成する。

(2) 各コースの概要

【1】学校・学級経営コース

学部新卒既卒学生については、学級経営を中心に教育研究に取り組むとともに、高い学級経営能力と高度な実践力・応用力を備えた新人教員の養成をねらいとする。また、現職教員学生については、教育経営・学校経営及び学級経営に関する深い教育的見識を持ち、それらを具体的に応用できる高度の力量を備えた学校づくりのスクールリーダーやミドルリーダー、学級を円滑に経営する指導能力を備えたスペシャリスト、及び将来の指導主事や学校管理者等の養成をねらいとする。

【2】生徒指導・教育相談コース

学部新卒既卒学生については、生徒指導や教育相談の研究に取り組むとともに、生徒指導や教育相談の機能を生かした高度な実践力・応用力を備えた新人教員の養成をねらいとする。また、現職教員学生については、各学校段階における生徒指導や教育相談に関する深い教育的見識をもち、それらを実践の場に具体的に応用できる高度の力量を備えたスペシャリストやスクールリーダー及びミドルリーダーの養成をねらいとする。

【3】教育課程・学習開発コース

学部新卒既卒学生については、授業開発や学習開発の研究に取り組むとともに、高度な授業実践力・応用力を備えた新人教員の養成をねらいとする。また、現職教員学生については、各学校段階におけるカリキュラムの開発や編成に関する深い教育的見識を持ち、それらを年間計画や単元開発に具体化したり実施したり、評価したりすることのできる高度の力量を備えた特に小学校段階のスクールリーダー及びミドルリーダーの養成をねらいとする。

【4】教科領域教育実践開発コース

学部新卒既卒学生については、各教科の中から一教科を選択して研究に取り組むとともに、地元教育委員会から強く要請されている児童・生徒に確かな学力を身に付けさせる高度な実践力・応用力を備えた新人教員の養成をねらいとする。また、現職教員学生については、特定の教科に関する深い教育的見識を持ち、その教科についての年間指導計画や単元開発及び教材開発等を行うことのできる能力とともに、教科を越えて優れた企画力・実践力を備えたスクールリーダー及びミドルリーダーの養成をねらいとする。

(3) 平成27年度教務関係日程表

学期	項目	期日及び提出締切日等	提出先等
前 学 期	前学期開始	4月1日(水)	
	入学式	4月3日(金)	
	オリエンテーション	4月6日(月)	
	前学期授業開始	4月9日(木)	
	受講科目登録 (前学期・後学期・通年)	定める期日まで (掲示板で必ず確認。)	教務・学生支援係 ウェブ登録
	夏季休業	8月10日(月)～9月30日(水)	
後 学 期	後学期開始	10月1日(木)	
	後学期授業開始	10月1日(木)	
	冬季休業	12月23日(水)～1月5日(火)	
	修了式	3月24日(木)	
	春季休業	修了式の翌日～3月31日(木)	

- (注) 1. 期日及び提出締切日等は、年度によって変更することがある。
 2. 提出締切日等が休業日の場合は、次の日の平日とする。
 3. 2年次の科目登録は、1年次の3月中旬から春季休業前までに科目登録票を教務・学生支援係に取りに来ること。
 また4月中に受講科目登録(受講届の提出及びウェブ登録)を行うこと。

(4) 授業科目の履修方法について

【1】 授業科目の履修方法について

- ① 各専修の授業科目は、授業科目一覧(本便覧284頁以降)のとおりである。履修にあたっては毎学年始めに指導教員と相談の上、授業科目を選定する。そして、それぞれの科目を担当する教員の認印を、「受講届」(次頁)に得た上で、その「受講届」を教務・学生支援係に提出し、ウェブ登録すること。なお、共通必修科目については、担当教員の認め印は不要である。
- ② 他大学大学院の授業科目を受講希望する場合については、本学学務規則第71条第2項、第3項、第4項を参照すること。
- ③ 本研究科に在学中の者で、外国の大学院に留学を希望する場合については、本学学務規則第82条、第71条第4項を参照すること。
- ④ 本学大学院の他研究科の授業科目を受講希望する場合については、教育学研究科規程第14条を参照すること。
(注) ②～④の詳細は、教務・学生支援係に照会すること。

【2】 修了必要単位数

授業科目		コース			
		学校・学級経営	生徒指導・ 教育相談	教育課程・ 学習開発	教科領域教育 実践開発
共通必修科目		20単位			
コース 選択 科目	コース必修及び 選択科目	12単位	12単位	12単位	12単位
	自由選択 科目	4単位			
教育実習科目		10単位			
目標達成確認科目		2単位			
合計		48単位	48単位	48単位	48単位

(注1) 履修方法は、宮崎大学大学院教育学研究科履修細則(本便覧319頁)を参照すること。

(注2) 専修免許状については本便覧292頁の「(7)教育職員免許状(専修免許状)の取得について」を参照すること。

【3】 長期履修学生制度について

この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限2年を超えて一定の期間(3年又は4年)にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを認めるものである。長期履修学生を希望し、認められた場合は、2年間分(標準修業年限)の授業料を長期履修期間として認められた期間の年数に分割して支払うことになる。詳細は、規程(本便覧326頁)を参照すること。

【4】 長期在学制度について

この制度は、免許等取得のため標準修業年限(2年)では、修了に必要な所定の単位取得が困難な者に対して、標準修業年限(2年)を超えて、3年または4年にわたり計画的に教育課程を履修することを認めるものである。本制度による履修を希望し、認められた場合には、標準修業年限を超えた年度についても授業料を支払うことになる。詳細は、規程(本便覧332頁)を参照すること。

平成 年度(学期)受講届

教育学研究科 殿

教育学研究科 教職実践開発専攻 _____ コース

_____ 年次 (平成 年度入学)

【連絡先】

※連絡先については、指導教員及び教務・学生支援係において、利用目的の範囲を超えて使用することはありません。

電話番号

(自宅) _____

(携帯) _____

メールアドレス

(PC) _____

(携帯) _____

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏 名 _____ ㊟

現職教員等・現職教員の院生はいずれかに○をしてください。
(フルタイム・夜間・修学休業)

下記授業科目を受講しますのでお届けします。

科目区分	受講科目名	受講科目コード	担当教員認印
共通必修科目	子どもの学びと教育課程経営		/
	学校改善とかきゅうまプロジェクト		/
	教科学習の構成と展開・評価と課題		/
	教科外活動の構成と展開・評価と課題		/
	情報メディアによる実践的指導方法と課題		/
	学校カウンセリングの実践と課題		/
	生徒指導の実践と課題		/
	学校経営の実践と課題		/
	学級経営の実践と課題		/
	現代の教育課題と学校の社会的役割		/
	基礎能力発展実習		/
教育実習科目	学校教育実践研究実習		/
	教育実践開発研究実習		/
	メンターシップ実習		/
			/

科目区分	受講科目名	受講科目コード	担当教員認印
コース指定科目			
自由選択科目			
確認科目	教職総合研究Ⅰ		/
	教職総合研究Ⅱ		/

指導教員名
(教育・履修) _____ ㊟

指導教員名
(課題研究) _____ ㊟
(修了年次のみ)

(5) 授業科目一覧

昼間の授業と現職教員等・現職教員向けの夜間等の授業はそれぞれ別立てで開講される。

昼間の授業は全てのコースで毎年開講を原則とする。夜間等の授業についても、基本的に昼間と同様に毎年開講される。

夜間等の授業とは、夜間、土・日曜日、長期休業期間中に実施する授業のことである。

【1】 共通必修科目 (昼間・夜間等・毎年開講)

科目 区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員
			1年次		2年次		
			前	後	前	後	
共通 必修 科目	教育課程の編成・実施 に関する領域	子どもの学びと教育課程経営		②			竹内・川崎
		学校改善とカリキュラムマネジメント		②			厨子・未定
	教科等の実践的指導方法 等に関する領域	教科学習の構成と展開・評価と課題	②				木根・中山・三輪・ アダチ・兼重・幸・ 吉村
		教科外活動の構成と展開・評価と課題	②				厨子・盛満・椋木
		情報メディアによる実践的指導方法と課題	②				新地・兼重
	生徒指導・教育相談に 関する領域	学校カウンセリングの実践と課題	②				未定・川口・ 高橋(高)
		生徒指導の実践と課題		②			未定・川口・ 高橋(高)
	学校・学級経営に関する 領域	学校経営の実践と課題		②			押田・山本・中野
		学級経営の実践と課題	②				押田・兼重・中野
	学校教育と教員の在り 方に関する領域	現代の教育課題と学校の社会的 役割	②				山本・河原・ 高橋(利)

(注) 上の○で囲まれた単位数は、対応する科目が全コースの必修科目であることを表す。

【2】教育実習・目標達成確認科目（昼間・夜間等・毎年開講）

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員
			1年次		2年次		
			前	後	前	後	
教育実習 科目	学校における 実習	基礎能力発展実習	③				担当教員は、教育実習運営委員会が別途定める。
		学校教育実践研究実習			③		
		教育実践開発研究実習				④	
		メンターシップ実習	④				
	その他の実習	インターンシップ実習Ⅰ		1			
		インターンシップ実習Ⅱ		1			
目標達成 確認科目		教職総合研究Ⅰ		②		担当教員は、学習達成度評価専門委員会が別途定める。	
		教職総合研究Ⅱ			②		

(注①)「メンターシップ実習」、「インターンシップ実習Ⅰ」、「教職総合研究Ⅰ」は、現職教員等学生が履修し、「教育実践開発研究実習」、「インターンシップ実習Ⅱ」、「教職総合研究Ⅱ」は、新卒既卒学生・社会人経験学生・現職教員学生が履修すること。

(注②)上の○で囲まれた単位数は対応する科目が全コースの必修科目であることを表す。

【3】コース選択科目（昼間・夜間等・毎年開講）

①学校・学級経営コース科目

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員
			1年次		2年次		
			前	後	前	後	
コース 選択 科目	学校経営	△ 学校組織マネジメントと評価	②				押田・山本・中野
		△ 教職員の職能開発とプログラム開発		②			押田・山本・中野
		学校の危機管理の理論と事例演習	②				押田・山本・中野
		学校法規の理論と実務演習	②				押田・山本・中野
	学級経営関係	児童生徒を生かす学級の教育環境づくり	②				押田・川口・川崎
		特別活動の指導と児童生徒を生かす学級づくり		②			押田・川口
	学校教育環境	学校教育環境研究		2			盛満 弥生
		学社融合の理論と実践			2		高橋 利行

(注①)△印の科目は、1年次の科目であるが、新卒既卒学生、社会人経験学生、現職教員学生は、2年次以降に受講すること。

(注②)上の○で囲まれた単位数は対応する科目が学校・学級経営コースの必修科目であることを表す。

②生徒指導・教育相談コース科目

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員	
			1年次		2年次			
			前	後	前	後		
コース 選択科目	生徒指導 教育相談	カウンセリングの理論とスキル開発 I (いじめ等への対応法)	②				未定・川口・高橋(高)	
		カウンセリングの理論とスキル開発 II (問題行動への対応)		②			未定・川口・高橋(高)	
		発達障害児への教育的支援とコンサルテーション	②				未定・戸ヶ崎	
		予防・開発的な生徒指導の理論とスキル開発	②				未定・川口	
		子どもの個別課題への対応と関係機関との連携		2			未定・川口	
		コミュニケーションスキル	△ 家庭教育支援・連携プログラムの理論とスキル開発		2			未定・立元
		特別支援教育	特別支援教育の理論と実際		2			木村・中井

(注①) △印の科目は、1年次の科目であるが、新卒既卒学生、社会人経験学生、現職教員学生は、2年次以降に受講すること。

(注②) 上の○で囲まれた単位数は対応する科目が生徒指導・教育相談コースの必修科目であることを表す。

③教育課程・学習開発コース科目

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員
			1年次		2年次		
			前	後	前	後	
コース 選択科目	カリキュラム 開発研究	△ 教育課程編成の理論と方法	②				川崎・未定
		△ 教育課程編成実務演習		2			川崎・兼重・厨子
	学習開発 基礎研究	授業実践研究	②				竹内・川崎
		学習環境研究		②			竹内・川崎
		情報メディア教育開発研究		②			新地・川崎
	学習開発 実践研究	道徳教育学習開発研究		2			椋木・川崎
		特別活動学習開発研究	2				盛満 弥生
		総合・生活系学習開発研究		2			中山・川崎・兼重
		言語教育系学習開発研究	2				未定・楳原・中村(佳)・アダチ
		理数教育系学習開発研究		2			木根・添田・野添
		社会認識教育系学習開発研究	2				兒玉・吉村
		芸術教育系学習開発研究		2			菅・未定・幸・未定
		スポーツ・生活科学教育系学習開発研究	2				三輪・伊波・日高・未定

(注①) △印の科目は、1年次の科目であるが、新卒既卒学生、社会人経験学生、現職教員学生は、2年次以降に受講すること。

(注②) 上の○で囲まれた単位数は対応する科目が教育課程・学習開発コースの必修科目であることを表す。

④教科領域教育実践開発コース科目

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員	
			1年次		2年次			
			前	後	前	後		
コース選択科目	教科教育に共通する高度な授業実践、授業開発及び内容開発に関する研究	教科領域授業研究	○				中山・榎原・伊波・兼重・吉村・幸	
		教科領域授業開発研究	○				中山・三輪・アダチ・菅・兼重・吉村	
		教科領域内容開発研究	○				木根・三輪・アダチ・大平・厨子・幸	
	《教科領域の授業設計・展開・分析・評価に関する研究》							
	教科領域の教育に関する高度な授業実践の設計・展開・分析及び評価の研究	言語教育系授業研究			2			未定・榎原・厨子・中村(佳)・アダチ
		理数教育系授業研究			2			木根・中山・添田・野添
		社会認識教育系授業研究			2			兒玉・吉村
		芸術教育系授業研究			2			菅・未定・幸・未定
		スポーツ・生活科学教育系授業研究			2			伊波・日高・藤元
	《各教科領域授業開発研究》							
	教科領域の教育に関する高度な授業開発・授業づくりの研究	言語教育系授業開発研究			2			榎原・未定・村端
		理数教育系授業開発研究			2			中山・添田・谷本・下村
		社会認識教育系授業開発研究			2			戸島・根岸・吉村
		芸術教育系授業開発研究			2			菅・葛西・幸・未定
		スポーツ・生活科学教育系授業開発研究			2			三輪・伊波・佐野
	《各教科領域内容開発研究》							
	教科領域の教育内容開発に関する研究	言語教育系内容開発研究			2			アダチ・中村(佳)・村端
		理数教育系内容開発研究			2			木根・未定・西田・野添
		社会認識教育系内容開発研究			2			大平・兒玉・中村(周)
		芸術教育系内容開発研究			2			菅・未定・石川・幸
		スポーツ・生活科学教育系内容開発研究			2			三輪・未定・岡村・藤元

(注)上の○で囲まれた単位数は対応する科目が教科領域教育実践開発コースの必修科目であることを表す。

④教科領域教育実践開発コース科目

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員
			1年次		2年次		
			前	後	前	後	
教科領域教育実践開発コース科目	《教科領域の教育内容開発に関する基礎研究:言語教育系内容開発基礎研究》						
	教科領域の教育内容開発に関する研究	言語教育系内容開発基礎研究 I A(国語学)	2				塚本・中村(佳)
		言語教育系内容開発基礎研究 I B(米文学)	2				未定・井崎
		言語教育系内容開発基礎研究 II A(国文学)		2			未定・中村(佳)
		言語教育系内容開発基礎研究 II B(英文学)		2			アダチ・新名
		言語教育系内容開発基礎研究 III A(国文学)	2				中村(佳)・山田
	《教科領域の教育内容開発に関する基礎研究:理数教育系内容開発基礎研究》						
	教科領域の教育内容開発に関する研究	理数教育系内容開発基礎研究 IA(代数学)	2				木根・谷本
		理数教育系内容開発基礎研究 I B(物理学)	2				中山・下村・秋山
		理数教育系内容開発基礎研究 II A(幾何学)		2			添田・未定
		理数教育系内容開発基礎研究 II B(化学)		2			有井・中林・野添
		理数教育系内容開発基礎研究 III A(解析学・応用数学)	2				木根・添田・藤井(良)・北
		理数教育系内容開発基礎研究 III B(生物学・地学)		2			中山・西田・未定・八ツ橋・山北・野添
	《教科領域の教育内容開発に関する基礎研究:社会認識教育系内容開発基礎研究》						
	教科領域の教育内容開発に関する研究	社会認識教育系内容開発基礎研究 I A(人文地理学)	2				兒玉・中村(周)
		社会認識教育系内容開発基礎研究 I B(自然地理学)		2			大平・兒玉
		社会認識教育系内容開発基礎研究 I C(歴史学)		2			兒玉・中堀・関
		社会認識教育系内容開発基礎研究 II A(経済学)	2				入谷・吉村・金谷
		社会認識教育系内容開発基礎研究 II B(地域経済学)		2			兒玉・根岸
		社会認識教育系内容開発基礎研究 II C(法学・政治学)		2			足立・丸山・吉村・未定
		社会認識教育系内容開発基礎研究 III A(社会学)	2				戸島・吉村
		社会認識教育系内容開発基礎研究 III B(倫理学)		2			未定・吉村・柏葉

④教科領域教育実践開発コース科目

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員	
			1年次		2年次			
			前	後	前	後		
コース選択科目	教科領域教育実践開発コース科目	《教科領域の教育内容開発に関する基礎研究：芸術教育系内容開発基礎研究》						
		教科領域の教育内容開発に関する研究	芸術教育系内容開発基礎研究ⅠA(音楽)	2				未定・藤本・未定
			芸術教育系内容開発基礎研究ⅠB(美術・平面表現)	2				石川・幸・大泉
			芸術教育系内容開発基礎研究ⅡA(器楽・合奏)		2			菅・葛西・阪本
			芸術教育系内容開発基礎研究ⅡB(美術・立体表現)		2			幸・大野
			芸術教育系内容開発基礎研究ⅢA(音楽理論)	2				未定・未定
			芸術教育系内容開発基礎研究ⅢB(造形鑑賞)		2			石川・幸
			《教科領域の教育内容開発に関する基礎研究：スポーツ・生活科学系教育内容開発基礎研究》					
		教科領域の教育内容開発に関する研究	スポーツ・生活科学教育系内容開発基礎研究ⅠA(身体能力形成)	2				三輪・松永・高橋(る)
			スポーツ・生活科学教育系内容開発基礎研究ⅠB(食物・保育)	2				伊波・篠原
			スポーツ・生活科学教育系内容開発基礎研究ⅠC(技術)	2				藤元・湯地
			スポーツ・生活科学教育系内容開発基礎研究ⅡA(競争スポーツ)		2			三輪・日高・未定・秦泉寺
			スポーツ・生活科学教育系内容開発基礎研究ⅡB(被服)		2			未定・岡村
			スポーツ・生活科学教育系内容開発基礎研究ⅡC(栽培)		2			佐野 順一
			スポーツ・生活科学教育系内容開発基礎研究ⅢA(保健)	2				福田 潤
			スポーツ・生活科学系教育内容開発基礎研究ⅢB(住居)		2			未定・米村
			スポーツ・生活科学教育系内容開発基礎研究ⅣB(家庭経営)		2			伊波・未定

(6) 目標達成確認科目の履修について

1. 目標達成確認科目について

- (1) 目標達成確認科目として、現職教員等学生は「教職総合研究Ⅰ」を、新卒既卒学生・社会人経験学生・現職教員学生は「教職総合研究Ⅱ」を履修すること。
- (2) 「教職総合研究Ⅰ」・「教職総合研究Ⅱ」において、専門職学位課程における学修の修了を総合的に確認する。
- (3) 「教職総合研究Ⅰ」・「教職総合研究Ⅱ」の内容は、達成度評価指標(4領域「使命感・倫理観」「学校・学級経営」「子ども理解」「授業力」で構成されるチェックリスト)に基づく達成度チェック及び課題研究とする。
- (4) 「教職総合研究Ⅰ」・「教職総合研究Ⅱ」の評価は、達成度チェックの評価結果及び課題研究の評価結果から、総合的に決定する。
- (5) 時間割に配当されている「教職総合研究Ⅰ」・「教職総合研究Ⅱ」の時間で、達成度チェックの指導が行われないう時間は、課題研究に取り組むものとする。ただし、課題研究の時間や進め方について、課題研究の指導教員により、指示が追加される場合がある。

2. 達成度チェックについて

- (1) 授業など修業期間中の学修履歴を根拠資料としながら、学生自身が達成度を自己評価する。授業の単位認定を根拠とする自動的な読み替えは行わないため、複数の授業、実習、そして課題研究等の学修全般からの、総合的な自己点検・自己評価を求める。
- (2) 学生による自己点検・自己評価に対する指導及び達成程度の評価は、領域担当教員が担当する。

3. 課題研究について

- (1) 課題研究の題目は、課題研究の指導教員の指導のもとで学生各自が設定する。
- (2) 課題研究の内容は、得意分野における教育の理論と実践を結ぶ内容とする。
- (3) 研究指導及び評価は、課題研究の指導教員が中心に担当する。
- (4) 課題研究の成果を、課題研究レポートとして課題研究の指導教員に提出する。
- (5) 課題研究レポートの提出期限は、1月25日午後5時、ただし当日が休業日の場合は、次の平日の午後5時までとする。

教職実践開発専攻

4. 課題研究レポート作成要領

- (1) 規格 A4判
- (2) 装丁 以下の書式による表紙及び第1頁に続き、全頁を綴じる。

表紙

平成 年度 課題研究レポート (題目) <hr/> 宮崎大学大学院 教育学研究科 教職実践開発専攻 学籍番号 _____ コース _____ 氏名 _____
--

第1頁

課題研究指導教員 氏名 _____ 印 課題研究レポート受理年月日 平成 年 月 日 教育学研究科 教職実践開発専攻

(7) 教育職員免許状(専修免許状)の取得について

【1】取得可能な専修免許状の種類

教職実践開発専攻において取得可能な専修免許状は、次のとおりである。

専攻	コース	取得可能な専修免許状	
教職実践開発	学校・学級経営	小学校教諭専修免許状	
	生徒指導・教育相談	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	教育課程・学習開発	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
	教科領域教育実践開発	幼稚園教諭専修免許状	

【2】専修免許状取得の要領

専修免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、取得しようとする専修免許状の種類(中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状についてはその免許教科)に対応する1種免許状を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目単位を、本研究科において修得しなければならない。

●小・中・高・幼稚園教諭専修免許状

本便覧293頁の【4】専修免許状取得に必要な科目一覧から、科目区分「共通必修科目」を20単位、自コースの「コース選択科目」を4単位以上修得する。

専攻	免許状の種類	本専攻において修得することを必要とする最低単位数
教職実践開発専攻	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	・「共通必修科目」から20単位 ・「コース選択科目」から4単位以上

【3】注意事項

各学校種1種教育職員免許状の取得が必要な場合

専修免許状の取得基礎条件として、各学校種1種教育職員免許状の取得が必要な者は、宮崎大学教育文化学部科目等履修生受け入れに関する内規により、教育文化学部の授業科目(集中講義を含む)を科目等履修生として受講することができる。

長期在学学生においては、各学年の履修単位は40単位(上限単位)を超えない範囲で計画的に教職実践開発専攻の科目及び教育文化学部の科目(集中講義を含む)を履修する。なお、1年次においては、教育職員1種免許状に必要な学部の単位を優先的に修得することが望ましい。

教育文化学部の授業科目の受講を希望する学生は、指導教員と相談の上、計画を立て、手続きを行うこと。

【4】専修免許状取得に必要な科目一覧

科目区分	授業科目名	開講時期・単位数			
		1年次		2年次	
		前	後	前	後
共通必修科目	子どもの学びと教育課程経営		②		
	学校改善とカリキュラムマネジメント		②		
	教科学習の構成と展開・評価と課題	②			
	教科外活動の構成と展開・評価と課題	②			
	情報メディアによる実践的指導方法と課題	②			
	学校カウンセリングの実践と課題	②			
	生徒指導の実践と課題		②		
	学校経営の実践と課題		②		
	学級経営の実践と課題	②			
	現代の教育課題と学校の社会的役割	②			
学校・学級経営 コース科目	△ 学校組織マネジメントと評価	②			
	学校危機管理の理論と事例演習	②			
	児童生徒を生かす学級の教育環境づくり	②			
	学校教育環境研究	2			
生徒指導・教育相談 コース科目	カウンセリングの理論とスキル開発 I (いじめ等への対応法)	②			
	予防・開発的な生徒指導の理論とスキル開発	②			
	子どもの個別課題への対応と関係機関との連携		2		
教育課程・学習開発 コース科目	△ 教育課程編成の理論と方法	②			
	授業実践研究	②			
	学習環境研究		②		
	情報メディア教育開発研究		②		
教科領域教育実践開発 コース科目	教科領域授業研究	②			
	教科領域授業開発研究	②			
	教科領域内容開発研究	②			
	言語教育系授業研究		2		
	理数教育系授業研究		2		
	社会認識教育系授業研究		2		
	芸術教育系授業研究		2		
	スポーツ・生活科学教育系授業研究		2		

(注) △印の科目は、1年次の科目であるが、新卒既卒学生、社会人経験学生、現職教員学生は、2年次以降に受講すること。

3. 学校教育支援専攻(修士課程)に関わる事項

(1) 目的及び教育・研究の概要

【1】教育臨床心理専修の教育・研究の目標

本専修は、学校のみならず家庭や社会の中で問題行動を示す幼児・児童・生徒や障害のある幼児・児童・生徒について、臨床心理学的な観点や教育心理学的、生理学的観点等から分析し、理解を深めるとともに、すべての幼児・児童・生徒の「心の教育」、「心の健康」の向上をめざして、専門的知見に裏づけられた対応能力を身につけたメンタルヘルスや特別支援教育のスペシャリストを育成することを目的としている。

以上の目的をふまえ、本専修の各領域では次のような目標をもって教育・研究を進めている。

- ア 現代の家庭、学校、社会にみられる幼児・児童・生徒の教育的諸問題について教育臨床心理学的視点からの分析法及びその解決法を修得させる。
- イ 日常の生徒指導、教育相談場面において遭遇する具体的な問題に対する心理学的臨床的対応能力を育成する。
- ウ 障害児に関する教育学的、心理学的、生理学的理解を深めるとともに、障害児の発達を支援するための専門的能力を育成する。

【2】日本語支援教育専修の教育・研究の目標

外国人児童生徒や海外からの帰国児童・生徒に対し、適切な指導助言を含む日本語教育の支援を行う能力を養うとともに、地域社会の外国人の支援や国際理解教育及び国際交流を推進する能力をもつ日本語支援教育専門家を養成することを目的としている。

以上の目的をふまえ、本専修では次のような目標をもって教育・研究を進めている。

- ア 外国人児童・生徒及び海外からの帰国児童・生徒に対し、学習者の置かれた環境に配慮し、適切な指導助言を含む日本語教育の支援を行いうる知識・能力を養成する。
- イ 学校教育以外の場においても、日本語教育を核に国際交流及び外国人支援を行いうる知識・能力を養成する。
- ウ 日本国内のみならず、外国においても、日本語学習志望者に日本語教育を行いうる知識・能力を身に付けさせ、日本の文化発信に寄与する力を養成する。
- エ 世界各地の言語・文化について学ぶことにより、多文化理解の素地を身に付けさせ、学校教育において国際理解教育を推進する能力、また広く国際交流に貢献する力を身に付けさせる。
- オ 外国人留学生が、帰国後、日本語教師として活躍できる知識・能力を養成する。

(2) 平成27年度教務関係日程表

学期	項目	期日及び提出締切日等	提出先等
前 学 期	前学期開始	4月1日(水)	
	入学式	4月3日(金)	
	オリエンテーション	4月6日(月)	
	前学期授業開始	4月9日(木)	
	修士論文題目届 (2年次生)	4月22日(水)	教務・学生支援係
	受講科目登録 (前学期・後学期・通年)	定める期日まで (掲示板で必ず確認。)	教務・学生支援係 ウェブ登録
	夏季休業	8月10日(月)～9月30日(水)	
後 学 期	後学期開始	10月1日(木)	
	後学期授業開始	10月1日(木)	
	冬季休業	12月23日(水)～1月5日(火)	
	修士論文題目変更届 (2年次生)	修士論文提出時まで	教務・学生支援係
	修士論文提出締切 (2年次生) 2部(1部はコピーでも可)	1月25日(月)午後5時 (受付期間は、提出締切日を含む前 3日間)	教務・学生支援係
	最終試験等 (2年次生)	2月10日(水)まで	
	修士論文発表会 (2年次生)	各専修で企画実施	
	修了式	3月24日(木)	
	春季休業	修了式の翌日～3月31日(木)	

- (注)1. 期日及び提出締切日等は、年度によって変更することがある。
 2. 提出締切日等が休業日の場合は、次の日の平日とする。
 3. 2年次の科目登録は、1年次の3月中旬から春季休業前までに科目登録票を教務・学生支援係に取りに来ること。
 また4月中に受講科目登録(受講届の提出及びウェブ登録)を行うこと。

(3) 授業科目の履修方法と学位の取得について

【1】 授業科目の履修方法について

- ① 各専修の授業科目は、授業科目一覧(本便覧298頁以降)のとおりである。履修にあたっては毎学年始めに指導教員と相談の上、授業科目を選定する。そして、それぞれの科目を担当する教員の認印を、「受講届」(次頁)に得た上で、その「受講届」を教務・学生支援係に提出し、ウェブ登録すること。なお、共通必修科目については、担当教員の認め印は不要である。
- ② 他大学大学院の授業科目を受講希望する場合については、本学学務規則第71条第2項、第3項、第4項を参照すること。
- ③ 本研究科に在学中の者で、外国の大学院に留学を希望する場合については、本学学務規則第82条、第71条第4項を参照すること。
- ④ 本学大学院の他研究科の授業科目を受講希望する場合については、教育学研究科規程第31条を参照すること。
(注) ②～④の詳細は、教務・学生支援係に照会すること。

【2】 修了必要単位数

専修領域 授業科目		教育臨床心理		日本語支援教育
		教育臨床心理学領域	特別支援教育領域	
共通必修科目		2単位		
専修必修科目		4単位		
専修別 科目	専修選択必修科目	8単位	12単位	12単位
	専修選択自由科目	12単位	8単位	12単位
課題研究		6単位	6単位	6単位
計		32単位	32単位	32単位

(注1) コース・専攻毎の履修方法は、宮崎大学大学院教育学研究科履修細則(本便覧319頁)を参照すること。

(注2) 専修免許状については本便覧306頁の「(6)教育職員免許状(専修免許状)の取得について」を参照すること。

【3】 長期履修学生制度について

この制度は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限2年を超えて一定の期間(3年又は4年)にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを認めるものである。長期履修学生を希望し、認められた場合は、2年間分(標準修業年限)の授業料を長期履修期間として認められた期間の年数に分割して支払うことになる。詳細は、規程(本便覧326頁)を参照すること。

【4】 学位の取得について

本研究科に所定の期間在学して学位論文を提出しようとする者は、本研究科委員会の定める期日までに下記の書類を取り揃えて、指導教員の承認を得て教務・学生支援係に提出すること。詳細は、本便覧303～305頁を参照し、教務・学生支援係に照会すること。

- 学位論文概要(様式第1号) 1部
- 学位論文審査申請書(様式第2号) 1部
- 学位論文(正・副) 各1部

【5】 学部の授業科目の受講について

研究上・免許取得上の個人の都合により、学部の単位が必要な場合は、教育文化学部授業科目(集中講義を含む)を1年間に15単位まで、本学部科目等履修生(学生便覧95頁参照)として受講することができる。受講を希望する学生は、教務・学生支援係において詳細を確かめ、指導教員と相談の上で手続きを行うこと。詳細は、教務・学生支援係に照会すること。

平成 年度(学期)受講届

教育学研究科長 殿

【連絡先】

教育学研究科 学校教育支援専攻 専修

※連絡先については、指導教員及び教務・学生支援係において、利用目的の範囲を超えて使用することはありません。

_____年次 (平成 _____年度入学)

電話番号

(自宅) _____

(携帯) _____

メールアドレス

(PC) _____

(携帯) _____

学籍番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏

名

_____ (印)

現職教員等の院生はいずれかに○をしてください。
(フルタイム・夜間・修学休業)

下記授業科目を受講しますのでお届けします。

科目区分	受講科目名	受講科目コード	担当教員認印
共通科目	コミュニケーション支援特論		/
専修選択必修科目			
専修自由選択科目			

科目区分	受講科目名	受講科目コード	担当教員認印
専修自由選択科目			

指導教員名 _____

(印)

(4) 授業科目一覧

昼間の授業と現職教員等向けの夜間の授業はそれぞれ別立てで開講される。昼間の授業は全ての専修で毎年開講を原則とするが、夜間の授業は、奇数年・偶数年に2区分される隔年方式で開講される。

なお、共通科目の「コミュニケーション支援特論」は昼間・夜間ともに毎年開講される。

また、専修別科目のうち、○で囲んだ単位は必修科目である。即ち、各専修または領域の科目②×6科目=12単位が必修科目単位数となる。

【1】 共通科目（昼間・夜間・毎年開講）

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員
			1年次		2年次		
			前	後	前	後	
共通必修科目	共通	コミュニケーション支援特論	②				佐藤 正二 佐藤 容子 立元 真 戸ヶ崎 泰子 高橋 高人 木村 素子 中井 靖 金 智賢 吉田 好克 杵渕 博樹 上原 徳子 藤井 久美子 塚本 泰造 小川 さくえ

【2】 教育臨床心理専修

1. 昼間 (毎年開講)

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員	
			1年次		2年次			
			前	後	前	後		
専修別科目	専修必修科目	教育臨床心理特論	②				佐藤(正)・佐藤(容)・立元・高橋	
		特別支援教育特論		②			戸ヶ崎・木村・中井	
	臨床心理学	臨床心理学特論	②				佐藤 容子	
		心理教育アセスメント特論演習	2				高橋 高人	
		学校カウンセリング特論演習		2			佐藤 容子	
		臨床心理学特論演習	2				佐藤(容)・高橋	
	教育心理学	教育心理学特論	②				佐藤 正二	
		教授・学習心理学特論	2				(非常勤)	
		教育心理学特論演習		2			佐藤 正二	
		学校集団心理学特論		2			佐藤 正二	
		生徒指導・キャリア教育特論		②			高橋 高人	
		教育臨床心理実習		2			佐藤(正)・立元・高橋	
	発達心理学	発達心理学特論Ⅰ	②				立元 真	
		発達心理学特論Ⅱ		2			立元 真	
		発達心理学特論演習		2			立元 真	
	障害児教育	障害児教育学特論Ⅰ	②				木村 素子	
		障害児教育学特論Ⅱ		2			木村 素子	
		障害児教育課程特論	②				木村 素子	
		障害児教育学特論演習		2			木村 素子	
		特別支援教育実習		2			戸ヶ崎・木村・中井	
	障害児心理	障害児心理学特論Ⅰ	②				戸ヶ崎 泰子	
		障害児心理学特論Ⅱ	2				戸ヶ崎 泰子	
		発達障害指導法特論		②			戸ヶ崎 泰子	
		障害児心理学特論演習		2			戸ヶ崎 泰子	
	障害児生理	障害児病理学・生理学特論Ⅰ	②				中井 靖	
		障害児病理学・生理学特論Ⅱ		2			中井 靖	
		障害児指導法特論	②				中井 靖	
		障害児病理学・生理学特論演習		2			中井 靖	
	課題研究	課題研究	教育臨床心理課題研究 (教育臨床心理分野のみ)			⑥		指導教授
			特別支援教育課題研究 (特別支援教育分野のみ)			⑥		指導教授

2. 夜間 (隔年開講：1・2年次共通)

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員	
			奇数年		偶数年			
			前	後	前	後		
専修別科目	専修必修科目	教育臨床心理特論			②		佐藤(正)・佐藤(容)・立元・高橋	
		特別支援教育特論		②			戸ヶ崎・木村・中井	
	教育臨床心理領域	臨床心理学	臨床心理学特論			②		佐藤 容子
			心理教育アセスメント特論演習				2	高橋 高人
			学校カウンセリング特論演習		2			佐藤 容子
			臨床心理学特論演習		2			佐藤(容)・高橋
		教育心理学	教育心理学特論	②				佐藤 正二
			教授・学習心理学特論	2				(非常勤)
			教育心理学特論演習		2			佐藤 正二
			学校集団心理学特論				2	佐藤 正二
			生徒指導・キャリア教育特論	②				高橋 高人
			教育臨床心理実習		2			佐藤(正)・立元・高橋
		発達心理学	発達心理学特論Ⅰ	②				立元 真
			発達心理学特論Ⅱ			2		立元 真
	発達心理学特論演習					2	立元 真	
	特別支援教育領域	障害児教育	障害児教育学特論Ⅰ			②		木村 素子
			障害児教育学特論Ⅱ	2				木村 素子
			障害児教育課程特論		②			木村 素子
			障害児教育学特論演習				2	木村 素子
			特別支援教育実習		2			戸ヶ崎・木村・中井
		障害児心理	障害児心理学特論Ⅰ			②		戸ヶ崎 泰子
			障害児心理学特論Ⅱ	2				戸ヶ崎 泰子
			発達障害指導法特論		②			戸ヶ崎 泰子
			障害児心理学特論演習				2	戸ヶ崎 泰子
		障害児生理	障害児病理学・生理学特論Ⅰ			②		中井 靖
			障害児病理学・生理学特論Ⅱ	2				中井 靖
			障害児指導法特論				②	中井 靖
	障害児病理学・生理学特論演習			2			中井 靖	
	課題研究	課題研究	教育臨床心理課題研究(2年次生のみ) (教育臨床心理分野のみ)		⑥		⑥	指導教授
			特別支援教育課題研究(2年次生のみ) (特別支援教育分野のみ)		⑥		⑥	指導教授

【3】 日本語支援教育専修

1. 昼間（毎年開講）

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員	
			1年次		2年次			
			前	後	前	後		
専修別科目	言語教育	◇日本語支援教育学特論	②				未定	
		◇比較言語教育学特論	②				金 智賢	
		日本語支援教育実習(1)		②			未定・上原・小川・吉田・	
		日本語支援教育実習(2)		2			藤井(久)・未定・杵淵	
		日本語支援教育実践研究(1)				2	未定・上原・小川・吉田・藤井(久)・	
		日本語支援教育実践研究(2)				2	杵淵	
	言語文化	◇日本語教育文法特論		②			未定	
		日本語の文法特論	2				塚本 泰造	
		◇言語本質論特論	2				吉田 好克	
		◇応用言語学特論	2				横山 彰三	
	言語心理	◇日本語習得研究特論		②			未定	
		◇異文化理解教育特論		2			山元 宣宏	
		日本人論特論	2				小川 さくえ	
	国際文化	アメリカ言語文化特論	2				未定	
		中華文化圏研究特論		2			上原 徳子	
		ヨーロッパ言語・文化特論		2			杵淵 博樹	
		キリスト教研究特論		2			吉田 好克	
	文化共生	◇多文化共生論特論	2				杵淵 博樹	
		◇言語教育政策研究特論	②				藤井 久美子	
		◇多民族文化教育特論		2			藤井 久美子	
		ジェンダー論特論		2			小川 さくえ	
		◇社会共生教育特論	2				上原 徳子	
	課題研究	課題研究	日本語支援教育課題研究				⑥	指導教授

(注) ◇印の科目のみが、専修免許取得のための科目となる。

2. 夜間 (隔年開講1・2年次共通)

科目区分	分野	授業科目名	開講時期・単位数				担当教員	
			奇数年		偶数年			
			前	後	前	後		
専修別科目	言語教育	◇日本語支援教育学特論			②		未定	
		◇比較言語教育学特論				②	金 智賢	
		日本語支援教育実習(1)		②			未定・上原・ 小川・吉田・	
		日本語支援教育実習(2)		2			藤井(久)・未定・ 杵渕	
		日本語支援教育実践研究(1)				2	未定・上原・ 小川・吉田・	
		日本語支援教育実践研究(2)				2	藤井(久)・杵渕	
	言語文化	◇日本語教育文法特論		②			未定	
		日本語の文法特論				2	塚本 泰造	
		◇言語本質論特論		2			吉田 好克	
	言語心理	◇日本語習得研究特論	②				未定	
		◇異文化理解教育特論		2			山元 宣宏	
		日本人論特論				2	小川さくえ	
	国際文化	アメリカ言語文化特論	2				未定	
		中華文化圏研究特論		2			上原 徳子	
		ヨーロッパ言語・文化特論				2	杵渕 博樹	
		キリスト教研究特論				2	吉田 好克	
	文化共生	◇多文化共生論特論	2				杵渕 博樹	
		◇言語教育政策研究特論				②	藤井 久美子	
		◇多民族文化教育特論				2	藤井 久美子	
		ジェンダー論特論		2			小川 さくえ	
		◇社会共生教育特論				2	上原 徳子	
	課題研究	課題研究	日本語支援教育課題研究		⑥		⑥	指導教授

(注)◇印の科目のみが、専修免許取得のための科目となる。

(5) 宮崎大学大学院教育学研究科学位論文審査及び

最終試験に関する取扱要項

平成7年 3月15日制定

平成8年11月 6日改正

平成20年3月20日改正

(目的)

1. 宮崎大学学位規程第6条及び宮崎大学大学院教育学研究科規程第35条及び第36条に基づく学位論文(以下「論文」という。)の審査及び最終試験の取扱いは、この要項の定めるところによる。

(論文の提出)

2. 論文を提出できる者は、所定の授業科目について32単位以上を修得した者又は修得見込みの者とする。
3. 論文の審査を受けようとする者は、論文を別に定める学位論文作成要領に基づいて作成しなければならない。
4. 論文の審査を受けようとする者は、論文2部(1部コピー可)と、「学位論文概要」(様式第1号)1部及び「学位論文審査申請書」(様式第2号)1部を作成し、指導教員の承認を得た後、所定の期日までに教務・学生支援係に提出しなければならない。

(審査の方法)

5. 研究科長は、受理した論文の審査を審査委員に付託する。
6. 審査委員は、当該専修の教授1名のほか、関連する科目担当の教員の内から2名以上とし、当該専修の教授を主査、関連する科目担当の教員を副査とする。ただし、必要に応じ他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。
7. 審査委員については、専修代表者が専攻会議に諮り、研究科長に報告する。研究科長は、研究科委員会に報告し承認を得る。

(公開発表)

8. (1)審査に合格した論文は、公開発表する。
(2)論文の公開発表は、各専修で企画し実施する。

(最終試験)

9. 審査委員は、論文審査終了後、筆記又は口述試験等による最終試験を行う。

(報告)

10. 主査は、論文の審査及び最終試験について、審査要旨及び最終試験の成績を記した「修士論文及び最終試験審査報告書」(様式第3号)を研究科長に提出する。
11. 主査は、論文及び最終試験の成績の評価を記した「修士論文点数報告書」(様式第4号)を研究科長に提出する。
12. 研究科長は、論文及び最終試験の結果を研究科委員会に報告する。

(その他)

13. 論文は、審査終了後1部を宮崎大学附属図書館に保存する。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成8年11月6日から実施する。

附 則

1. この要項は、平成20年4月1日から施行する。
2. 平成19年度以前に入学した院生については、改正後の要項にかかわらず、なお従前の例による。

学位論文作成要領

1. 規 格 A4判(210×297mmとする)
2. 装 丁 2穴ファイル(例:宮大生協で販売のコープフラットファイルA4-S)を左綴じにし、背表紙に以下のとおり記載すること。
3. 本 文 (1) 第1頁は以下のとおり記載すること。
 (2) 第2頁は以下のとおり指導教員が記載すること。
 (3) 横書きを基本とする。
 (4) 頁数を記入し、目次を作成すること。
4. 副 本 原本と同様に2穴ファイルに綴ること(ただし、第2頁は不要)。

背表紙	第1頁	第2頁
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">修 士 論 文</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">平成 年度</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(題 目)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">教育学研究科</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(氏 名)</p>	<p>平成 年度</p> <p>学 位 論 文</p> <p>(題 目)</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>宮崎大学大学院</p> <p>教育学研究科</p> <p>..... 専攻 専修</p> <p>氏名.....</p>	<p style="text-align: center;">指 導 教 員</p> <p>氏名.....[Ⓔ]</p> <p>学位論文受理年月日</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">教育学研究科</p>

学位論文概要等の様式

様式第1号 A4判

平成 年度宮崎大学大学院教育学研究科学位論文概要 氏名 (平成 年度入学) 専攻 専修
論文題目
40字×30行(1,200字以内)
指導教授
指導教員

様式第2号 A4判

指導教授
指導教員
学位論文審査申請書
平成 年 月 日
宮崎大学大学院教育学研究科長 殿
このたび、宮崎大学学位規程第4条に基づき、教育学研究科修士の学位論文の審査を受けたいので、審査くださるようお願いいたします。
申請者 平成 年度入学 専攻 専修 氏名 ㊟
論文題目

(6) 教育職員免許状(専修免許状)の取得について

【1】各専修で取得可能な専修免許状の種類

学校教育支援専攻において取得可能な専修免許状は、次のとおりである。

専攻	専修・コース	取得可能な専修免許状	
学校教育支援	教育臨床心理専修 日本語支援教育専修	小学校教諭専修免許状	
		中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
		高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
		幼稚園教諭専修免許状	
		特別支援学校教諭専修免許状(注)	

(注) 専修免許状に必要な特別支援教育関係科目と特別支援教育課題研究をあわせて24単位修得した者

【2】専修免許状取得の要領

専修免許状授与の所要資格を得ようとする場合は、取得しようとする専修免許状の種類(中学校教諭及び高等学校教諭の専修免許状についてはその免許教科)に対応する1種免許状を有し、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目単位を、本研究科において修得しなければならない。

● 小・中・高・幼稚園教諭専修免許状

教育臨床心理専修については、授業科目一覧のうち、科目区分「専修別科目」の「専修必修科目」を4単位、「専修選択必修科目」(但し、「障害児教育」「障害児心理」「障害児生理」分野の科目を除く)を8単位、科目区分「専修別科目」の「専修自由選択科目」(但し「障害児教育」「障害児心理」「障害児生理」分野の科目を除く)から6単位、及び教育臨床心理課題研究6単位、計24単位を修得する。

日本語支援教育専修については、授業科目一覧のうち、◇印を付した科目から18単位、日本語支援教育課題研究6単位、計24単位を修得すること。

● 特別支援学校教諭専修免許状

特別支援学校教諭専修免許状を取得するためには、教育臨床心理専修の授業科目一覧のうち、「障害児教育」「障害児心理」「障害児生理」分野の「専修選択必修科目」を12単位、「専修自由選択科目」を6単位、及び特別支援教育課題研究6単位、計24単位を修得する。その他の分野に属する授業科目については、特別支援学校教諭の専修免許の単位とはならないので注意すること。

【3】本専攻において修得することを必要とする最低単位数

専修	免許状の種類	本専攻において修得することを必要とする最低単位数
教育臨床心理専修 教育臨床心理学領域	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・「専修必修科目」を4単位 ・「専修選択必修科目」を8単位 ・「専修自由選択科目」を6単位 (但し、「障害児教育」「障害児心理」「障害児生理」分野の科目を除く) ・教育臨床心理課題研究6単位
日本語支援教育専修	小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状 幼稚園教諭専修免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目一覧のうち◇印を付した科目から18単位 ・日本語支援教育課題研究6単位
教育臨床心理専修 特別支援教育領域	特別支援学校教諭専修免許状	<ul style="list-style-type: none"> ・「障害児教育」「障害児心理」「障害児生理」分野の「専修選択必修科目」を12単位 ・「障害児教育」「障害児心理」「障害児生理」分野の「専修自由選択科目」を6単位 ・特別支援教育課題研究6単位

(注1) 免許取得上必要な場合は、教育文化学部授業科目(集中講義を含む)を1年間に15単位まで、本学部科目等履修生として受講することができる。受講を希望する学生は、教務・学生支援係において詳細を確かめ、指導教員と相談の上で手続きを行うこと。

(注2) 中学校教諭免許状を新たに取得しようとする場合は、教育実習および介護体験の履修も可能である。ただし、履修には条件(中学校教諭1種免許状取得に必要な単位のうち29単位以上を修得済みであることなど)があるので、詳細は教務・学生支援係で確認すること。

4. 両専攻に関わる事項

(1) 教員免許以外の資格及び単位修得について

学校図書館司書教諭の資格取得について

- (1) 学校図書館司書教諭(以下、司書教諭と略)とは、小学校、中学校、高等学校などの図書室で働く教諭のことをいう。
- (2) 司書教諭の資格を取得するには、学校図書館司書教諭講習規程に定める5つの科目を受講する必要がある。この講習を受講できる者は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭の免許状を有する者および、教員免許状取得見込みの者である。講習修了に必要な全科目を修得した学生には、修了証書が交付される。
- (3) この講習の日時等は、掲示等で確認すること。
- (4) 講習科目は、以下のとおりである。

科 目	単位数	開 講 形 態
学校経営と学校図書館	2	概ね夏季休業中の集中講義
学校図書館メディアの構成	2	
学習指導と学校図書館	2	
読書と豊かな人間性	2	
情報メディアの活用	2	

(2) その他の留意事項

【1】 授業料について

授業料は、本学学則の定めるところにより、所定の期日までに(前学期4月30日、後学期10月31日)出納係に納付しなければならない。なお、授業料免除等の申請手続きについては、掲示をもって通知するので注意すること。

【2】 奨学金について

- ・種類 日本学生支援機構
- ・募集時期 4月上旬
- ・貸与月額 第一種 88,000円(予定)

詳細については、キャンパスガイド21～27頁を参照の上、学生支援部学生生活支援課へ照会すること。

【3】 学生教育研究災害傷害保険について

この保険は、学生の相互共済制度として、大学に在学する学生が、正課中に被った種々の災害、キャンパス内での課外活動中に被った災害を救済するために設けられた補償制度であり、全員加入することが望ましい。

- ・加入費 1,200円程度(2年間分)
- ・加入受付は学生支援部学生生活支援課で取り扱っているので申し出ること(4月・10月)

【4】 諸願・届等の手続きについて

- ① 休学、退学、復学、改姓及び保証人等を変更するときは、指導教員に相談の上、所定の様式により教務・学生支援係に提出すること。
- ② 学割、通学証明書、在学証明書、修了見込証明書及び成績証明書等の交付を希望する場合は、大学会館1階にある自動証明書発行機で交付を受けること。

5. 教育学研究科に関する諸規程

【1】宮崎大学大学院教育学研究科規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月2日 平成18年2月22日
平成19年2月21日 平成20年3月20日
平成20年7月2日 平成23年8月3日
平成26年3月5日 平成26年5月21日

第1章 研究科の趣旨及び専攻等

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）及び宮崎大学学位規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(専攻及び専修)

第2条 研究科に、次の専攻及び専修を置く。

教職実践開発専攻

学校教育支援専攻 教育臨床心理専修

日本語支援教育専修

第2章 教職実践開発専攻（専門職学位課程）

(専攻の目的)

第3条 教職実践開発専攻（以下「本専攻」という。）は専門職学位課程の教職大学院であり、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、実践的な指導力・展開力を備えた新人教員の養成、現職教員を対象に地域や学校において指導的役割を果たし得る人材の養成を目的とする。

(教育課程の編成)

第4条 前条の目的を達成するため、本専攻は、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 本専攻において開設する授業科目のうち、「学校における実習」等の教育実習の内容、実施体制及び評価等の必要な事項については、別に定める。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第5条 授業科目、単位数及び履修方法は、宮崎大学大学院教育学研究科履修細則に定めるところに

よる。

(教育方法等)

第6条 本専攻の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。

- 2 本専攻においては、その目的を達し得る実践的な教育を行うよう事例研究、現地調査フィールドワーク又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮する。

(専攻の標準修業年限)

第7条 専攻の標準修業年限は、2年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合には、在学期間を1年以上2年未満にすることができる。在学期間については、別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、教育上の必要があると認められる場合には、学生の履修上の区分に応じて、2年を超える長期在学を認めることができる。長期在学については、別に定める。

(教育課程の長期履修)

第8条 教育方法の特例による修学を希望する現職教員等の学生が、前条に規定する標準修学年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(特例による教育方法)

第9条 規則第70条の2第3項に定める特例による教育方法に関する必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第10条 学生の教育・履修及び課題研究を指導するため、指導教員を置く。

- 2 学生の教育・履修及び課題研究の指導方法については、別に定める。

(成績評価基準等の明示等)

第11条 本専攻においては、学生に対して、授業の方法及び内容、一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目等の届出)

第12条 学生は、研究題目及び履修科目を毎年4月中旬までに指導教員と相談の上、選定し、その科目を担当する教員の承諾を得て研究科長に届け出なければならない。

- 2 本専攻においては、学生が1年間にわたって履修できる単位数の上限を40単位とする。
- 3 長期在学を認められた学生が、1年間にわたって履修できる単位は、学部及び大学院開講科目のうち40単位を上限とする。

4 第2項の規定にかかわらず、現職教員等にあつては、43単位を上限とすることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条 本専攻は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究(以下「FD」という。)を実施するものとする。

2 FDに関する必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が本専攻の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、研究科委員会の議を経て研究科長が、本専攻の修了要件として定める10単位を超えない範囲で本専攻の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部大臣が別に定めるものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が本専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)のうち14単位までを、研究科委員会の議を経て研究科長が、本専攻に入学した後の本専攻における各コースの指定科目及び自由選択科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(課程の修了要件)

第16条 課程の修了要件は、本専攻に2年(在学期間の短縮を認められた者については1年以上2年未満、また長期在学を認められた者にあつては3年又は4年)以上在学し、48単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として小学校等その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。

2 教育上有益と認めるときは、本専攻に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、6単位を超えない範囲で、前項に規定する「教育実習」のうちの「学校における実習」単位の一部を代替することができる。

3 前項の代替措置については、別に定める。

(在学期間の短縮)

第17条 在学期間の短縮については、規則第76条第6項に基づき、別に定める。

(試験)

第18条 試験は、毎期末又は学年末において本専攻の授業担当教員が行う。ただし、授業担当教員が退職し、又は事故があるときは、研究科委員会が定めた他の教員が行う。

2 試験を受けることのできる科目は、所定の履修手続きを行い、かつ試験に関する所定の要件を満たしている授業科目に限る。

3 成績評価の基準、評点及び成績評価に対する申し立てについては、別に定める。

(連携協力校)

第19条 本専攻は、教育実習その他本専攻の教育上の目的を達成するために必要な連携協力を行う小学校等を適切に確保するものとする。

2 前項に係る連携協力校に関する必要な事項は、別に定める。

第3章 学校教育支援専攻（修士課程）

(専攻の目的)

第20条 学校教育支援専攻（以下「本専攻」という。）においては、教育臨床心理学、特別支援教育、日本語支援教育学の各分野についての理論的研究を深め、各分野の研究能力と実践力を備えて、学校教育をはじめとする教育の諸分野において指導性を発揮し、併せて地域文化の発展に寄与する人材を養成することを目的とする。

(教育課程の編成)

第21条 前条の目的を達成するため、本専攻は、必要な授業科目を開設するとともに、学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成にあたっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、本専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮する。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第22条 授業科目、単位数及び履修方法は、宮崎大学大学院教育学研究科履修細則に定めるところによる。

(教育方法等)

第23条 本専攻の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(専攻の標準修業年限)

第24条 専攻の標準修業年限は、2年とする。

(教育課程の長期履修)

第25条 教育方法の特例による修学を希望する現職教員等の学生が、前条に規定する標準修学年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項の規定により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(特例による教育方法)

第26条 規則第70条の2第3項に定める特例による教育方法に関する必要な事項は、別に定める。

(指導教員)

第27条 学生の研究及び履修を指導するために、指導教員を置く。

2 指導教員は、学生に対して研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

(成績評価基準等の明示等)

第28条 本専攻においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法と内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文に係る評価及び修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(履修科目等の届出)

第29条 本専攻においては、学生は、研究題目及び履修科目を毎年4月中旬までに指導教員と相談の上、選定し、その科目を担当する教員の承諾を得て研究科長に届け出なければならない。

2 本専攻においては、学生が1年間にわたって履修できる単位数の上限を28単位とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第30条 本専攻は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（以下「FD」という。）を実施するものとする。

2 FDに関する必要な事項は、別に定める。

(他の大学院等における授業科目の履修)

第31条 指導教員が教育上必要又は有益と認めるときは、宮崎大学大学院教育学研究科委員会の議に基づき、他の研究科又は他大学の大学院における授業科目を指定し、これを学生に履修させることができる。

2 前項により修得した単位は、10単位を超えない範囲で、所要単位に算入することができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第32条 教育上有益と認めるときは、学生が本専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）のうち10単位までを、研究科委員会の議を経て、研究科長が本専攻に入学した後の本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(課程の修了要件)

第33条 課程の修了要件は、本専攻に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本専攻の目的に応じ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(試験)

第34条 試験は、毎期末又は学年末において本専攻の授業担当教員が行う。ただし、授業担当教員が退職し、又は事故あるときは、研究科委員会が定める他の教員が行う。

- 2 試験を受けることのできる科目は、所定の履修手続きを行い、かつ試験に関する所定の要件を満たしている授業科目に限る。

(学位論文の提出)

第35条 本専攻においては、修士の学位論文は、1年以上在学し、所定の単位を修得又は修得見込みでなければ提出することは出来ない。

- 2 前項の学位論文を所定の期日までに提出できない場合には、その年度内に審査を行わない。

(最終試験)

第36条 本専攻においては、最終試験は、大学院に所定の期間在学し、32単位以上を修得又は修得見込みであり、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出した者について行う。

- 2 最終試験は、審査した学位論文及びこれに関連ある科目について、筆記又は口述試験によって行う。
- 3 最終試験は、学位論文を審査した教員が行う。ただし、その教員が退職し、又は事故があるときは、研究科委員会が定めた他の教員が行う。
- 4 最終試験には、学位論文に関連ある科目を担当する教員が加わることがある。

(学位論文の審査基準)

第37条 本専攻においては、学位論文の審査には、各専修が定める学位論文審査基準及び修了認定基準を適用するものとする。

(追審査及び追試験)

第38条 その年度末に修士課程を修了すべき者で、学位論文の審査及び最終試験を受けなかった者に対し、研究科委員会が特に必要と認めた場合は、追審査及び追試験を行うことがある。

- 2 追試験については、第36条各項の規定を準用する。
- 3 追審査及び追試験の時期は、研究科委員会においてその都度定める。

第4章 成績評価、入学、研究生及び科目等履修生等

(成績評価及び成績評価に対する申し立て)

第39条 授業科目及び学位論文の成績の評価は、100点満点で60点以上を合格とし、59点以下は不合格とする。

- 2 前項の成績を発表する必要がある場合は、秀・優・良・可・不可の標語を用い、それぞれの成績評価基準及び対応する評点を、各教員が定める科目の到達目標に従って次のように定める。

秀：科目の到達目標に特に優秀な水準で達している。(評点：90点以上)

優：科目の到達目標に優秀な水準で達している。(評点：89～80点)

良：科目の到達目標に良好な水準で達している。(評点：79～70点)

可：科目の到達目標に必要最低限の水準で達している。(評点：69～60点)

不可：科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない。(評点：59点以下)

3 成績評価に対する申し立てをすることができる。詳細については別途定める。

(入学の志願)

第40条 入学志願者は、入学願書に所定の書類及び検定料を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第41条 入学志願者の選考は、その志願する専修を修めるために必要な学力及び能力について行う。

2 前項の選考の方法及び時期は、研究科委員会が定める。

(入学手続)

第42条 合格者は、指定の期日までに所定の書類に入学料を添え、入学手続きをしなければならない。

(研究生)

第43条 研究生として入学できる者は、学校教育法第99条に定める大学院を修了した者又は同法第83条に定める大学を卒業し、かつ研究能力があると認められた者とする。

2 研究生として入学を志願する者は、所定の願書に研究期間、研究題目及び履歴等を記入し、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

3 研究科委員会は、前条の志願者について学力及び能力を検査の上、選考する。

4 研究生として合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。

5 研究生の在学期間は、6月又は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

6 研究生の受け入れについては、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 科目等履修生として入学できる者は、学校教育法第83条に定める大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 科目等履修生として入学を志願する者は、所定の願書に履修科目及び履歴等を記入し、身体検査書及び検定料を添え、学長に提出しなければならない。

3 研究科委員会は、前条の志願者について学力及び能力を検査の上、選考する。

4 科目等履修生として合格した者は、所定の期日までに入学料を納付し、入学手続きをしなければならない。

5 科目等履修生の在学期間は、6月又は1年とする。ただし、引き続き在学を願い出たときは、在学期間の延長を許可することがある。

6 科目等履修生は、履修した科目について所定の試験を受けて単位を修得することができる。

7 研究科長は、科目等履修生が願い出るときは、単位修得証明書又は科目等履修生証明書を交付する。

8 科目等履修生の受け入れについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第45条 規則第88条に定める特別聴講学生については、前条の規定を準用する。

(外国人留学生)

第46条 外国人で専門職学位課程及び修士課程の学生、研究生又は科目等履修生として入学を志願する者については、前条までの規定によるほか、宮崎大学外国人留学生規程により取り扱う。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成15年度以前に入学した者に係る本規程第13条第2項の規定については、なお旧教育学研究科の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する
- 2 第13条は、平成16年度以降に入学した学生に適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前から引き続き在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成20年7月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月3日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月21日から施行する。

【2】宮崎大学大学院教育学研究科履修細則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年2月2日 平成20年3月20日
平成26年3月5日

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科規程(平成6年4月6日制定。以下「研究科規程」という。)第5条及び第22条に基づく宮崎大学大学院教育学研究科(以下「研究科」という。)の授業科目、単位数及び履修方法は、この細則に定めるところによる。

(修了に必要な単位数)

第2条 専攻ごとの修了に必要な単位数は、次の表に掲げるとおりとする。

(1) 教職実践開発専攻(専門職学位課程)

授業科目	コース	学校・学級経営 生徒指導・教育相談 教育課程・学習開発 教科領域教育実践開発
共通必修科目		20単位
コース必修及び選択科目		12単位
自由選択科目		4単位
教育実習科目		10単位
目標達成確認科目		2単位
計		48単位

(2) 学校教育支援専攻(修士課程)

授業科目		専修・領域		日本語支援教育
		教育臨床心理学領域	教育臨床心理 特別支援教育領域	
共通必修科目		2単位	2単位	2単位
専修必修科目		4単位	4単位	
専修別科目	専修選択必修科目	8単位	12単位	12単位
	専修自由選択科目	12単位	8単位	12単位
課題研究		6単位	6単位	6単位
計		32単位	32単位	32単位

(授業科目及び単位数)

第3条 授業科目及び単位数は、各専攻・専修・コースごとに別表1及び別表2に掲げるとおりとする。

(履修方法)

第4条 専攻ごとの履修方法は、次のとおりとする。

(1) 教職実践開発専攻

ア 共通必修科目

「教育課程の編成・実施に関する領域」の2科目計4単位、「教科等の実践的指導方法等に関する領域」の3科目計6単位、「生徒指導・教育相談に関する領域」の2科目計4単位、「学校・学級経営に関する領域」の2科目計4単位及び「学校教育と教員の在り方に関する領域」の1科目2単位を履修する。

イ コース指定科目

自コースで開設する授業科目から、必修科目を含めた12単位を選択履修する。

ウ 自由選択科目

各コースで開設する科目から、4単位以上を選択履修する。

エ 教育実習科目

教育実習科目として、「学校における実習」（3科目計10単位）及び「その他の実習」（2科目各1単位）を開設する。すべての学生は、「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習」（3単位）及び「学校教育実践研究実習」（3単位）を履修する。ただし、現職教員等学生のうち、代替措置を希望し認められた者は、最大6単位の代替を認める場合がある。

また新卒者等、社会人経験学生及び現職教員学生は「教育実践開発研究実習」（4単位）を、現職教員等学生は「メンターシップ実習」（4単位）を履修する。

「その他の実習」に関しては、現職教員等学生は「インターンシップ実習Ⅰ」（1単位）を、新卒者等、社会人経験学生及び現職教員学生は「インターンシップ実習Ⅱ」（1単位）を選択履修する。（別表3）

教育実習科目の履修は、各附属学校、連携協力校及び宮崎県教育委員会・宮崎市教育委員会所管の教育施設で行う。（別表4）

オ 目標達成確認科目

現職教員等学生は「教職総合研究Ⅰ」の2単位を、それ以外の学生は「教職総合研究Ⅱ」の2単位を履修する。

(2) 学校教育支援専攻

ア 共通必修科目

「コミュニケーション支援特論」の2単位を履修する。

イ 専修必修科目（教育臨床心理専修のみ）

教育臨床心理専修については、「教育臨床心理特論」及び「特別支援教育特論」の2科目計4単位を履修する。

ウ 専修選択必修科目

教育臨床心理専修については、教育臨床心理学領域の学生は自領域で開設する授業科目から、指定された授業科目を8単位履修する。特別支援教育領域の学生は自領域で開設する授業科目から、指定された授業科目を12単位履修する。

日本語支援教育専修については、指定された授業科目を12単位履修する。

エ 専修自由選択科目

教育臨床心理専修については、教育臨床心理学領域の学生は自専修で開設する授業科目から、12単位以上を選択履修する。特別支援教育領域の学生は自専修で開設する授業科目から、8単位以上を選択履修する。

日本語支援教育専修については、自専修で開設する授業科目から、12単位以上を選択履修する。

オ 課題研究

課題研究6単位は、自専修の1つの分野について、指導教員の指導のもとに研究を行う。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以降に入学した者から適用し、平成25年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

*第3条別表1及び別表2については、別表に替えて「(5) 授業科目一覧」(本便覧278～283頁)及び「(4) 授業科目一覧」(本便覧298～302頁)として掲げる。

別表3

教育実習科目の履修方法

	実習区分	学部新卒・既卒学生、社会人経験学生、現職教員学生	現職教員等学生
教育実習	学校における実習 (10単位)	基礎能力発展実習 (3単位) (必修)	基礎能力発展実習 (3単位) 学校教育実践研究実習 (3単位) ・代替措置を希望し認められた者は、最大6単位の代替を認める場合がある。
		学校教育実践研究実習 (3単位) (必修)	
		教育実践開発研究実習 (4単位) (必修)	メンターシップ実習 (4単位) (必修)
	その他の実習 (2科目、各1単位)	インターンシップ実習Ⅱ (1単位) (選択)	インターンシップ実習Ⅰ (1単位) (選択)

別表4

教育実習科目の実施校

	実施区分	実習校	
学校における実習	基礎能力発展実習 (3単位) (必修)	附属小学校 附属中学校	
	学校教育実践研究実習 (3単位) (必修) 教育実践開発研究実習 (4単位) (必修)	宮崎市立江平小学校 宮崎市立西池小学校 宮崎市立生目台東小学校 宮崎市立本郷小学校 宮崎市立学園木花台小学校 宮崎市立加納小学校	宮崎市立宮崎東中学校 宮崎市立宮崎西中学校 宮崎市立生目台中学校 宮崎市立本郷中学校 宮崎市立木花中学校 宮崎市立加納中学校
	メンターシップ実習 (4単位) (必修)	附属小学校 附属中学校	
その他の実習	インターンシップ実習Ⅰ (1単位) (選択) インターンシップ実習Ⅱ (1単位) (選択)	宮崎県教育研修センター他 宮崎県教育委員会所管の教育施設 宮崎市教育情報研修センター他 宮崎市教育委員会所管の教育施設	

【3】宮崎大学大学院教育学研究科授業科目の受講及び試験に関する内規

〔平成22年4月1日〕
制 定

一部改正 平成24年6月6日

- 1 授業科目は、所定の年次・学期に受講することを原則とする。
- 2 授業科目を受講するときは、以下のことを履行していなければ単位の認定はなされない。
受講科目を所定の手続きにより別に定める期日までに学生支援部教育支援課に登録しなければならない。
ただし、学期の中途に開講される授業科目については、その都度所定の手続きをしなければならない。
- 3 学部・他研究科の授業科目を受講するときは、教務・学生支援係に所定の受講願を提出し当該学部又は研究科の許可を得なければならない。
- 4 各授業科目について所定の時間数の75%以上出席しなければ受験資格は得られない。出席不足の場合は改めて受講しなければならない。
- 5 各授業科目の受講にあたり遅刻・早退のあるときは、それらの3回を合わせて1回の欠席とみなす。
- 6 次の理由により欠席した者は、所定の特別欠席願を教務・学生支援係の確認を得て、欠席した授業の担当教員に願い出ることができる。当該授業担当教員は、原則として、欠席の補填措置を行い、特別欠席を欠席数に加算しないものとする。
 - (1) 忌 引
父母・配偶者7日、子5日、祖父母・兄弟姉妹3日
 - (2) 天 災
必要と認める日・時間
 - (3) 学校保健安全法に定める感染症に該当とき。
医師の証明に基づく治療に必要な期間。ただし、4週間以上の長期にわたる場合を除く。
 - (4) 大学で主催する文化及び体育等の課外活動で、主催大学の副学長等から正式な派遣依頼があり副学長（教育・学生担当）が認めたとき、又は大学以外の団体等が主催するもので学長が認めたとき。ただし、期間及び回数について制限する場合がある。
 - (5) その他やむを得ない事情があると教務委員会が認めたとき。ただし、事前に特別欠席願の提出が可能なものについては、事前提出がなされなかった場合は、特別欠席を認めない。
- 7 定期試験は、前学期と後学期の終わりの時期にその学期に開講した授業科目について実施する。
- 8 受験資格を有し、第6項の理由によって定期試験を受けることができなかった者に限り追試験を1回限り受けることができる。
- 9 受験資格を有する者で定期試験及び追試験を受験しなかった者は、不合格の取り扱いとする。
- 10 定期試験及び追試験の合否発表は、試験終了後1週間以内に担当教員において行う。

- 11 担当教員が転任又は退職等で不在となったときの定期試験及び追試験は、当該専攻長と教務委員会との協議により実施する。
- 12 (1) 試験の成績の評価は、100点満点で60点以上を合格とし、59点以下は不合格とする。
(2) 前号の成績は秀・優・良・可・不可の評語を用いて表し、それぞれの成績評価基準及び対応する評点を、各教員が定める科目の到達目標に従って次のように定める。
秀：科目の到達目標に特に優秀な水準で達している。(評点：90点以上)
優：科目の到達目標に優秀な水準で達している。(評点：89～80点)
良：科目の到達目標に良好な水準で達している。(評点：79～70点)
可：科目の到達目標に必要最低限の水準で達している。(評点：69～60点)
不可：科目の到達目標の必要最低限の水準に達していない。(評点：59点以下)
(3) 成績評価に対する申し立てをすることができる。詳細については別途定める。
- 13 不正行為をした者は、学務規則により懲戒する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年6月6日から施行する。

【4】教育学研究科授業科目の成績評価に対する申し立てに関する申し合わせ

平成18年2月22日
制 定

一部改正 平成26年12月17日

1. 成績評価に対する申し立てに関して、必要な事項を定める。
2. 成績評価に対して異議がある場合、その成績評価を受けた者に限り、原則として当該学期内に教務・学生支援係にて別紙1により研究科教務長宛に申し立てをすることができる。
3. 成績評価に対する申し立てを研究科教務長が受けた場合、研究科教務長は適宜、学生及び担当教員から事情を聴取し、その結果を踏まえて研究科教務委員会において協議し、対処するものとする。
4. 前項において、対処できないと研究科教務委員会で判断したときは、研究科長が対処するものとする

別紙1

成績評価に対する申し立て（教育学研究科）

申し立て日	平成 年 月 日
申し立て者 (所属・学籍番号)	(学籍番号)
授業科目名 (授業担当教員)	()
(申し立ての内容)	

【5】宮崎大学大学院教育学研究科長期履修規程

平成16年8月4日

制 定

(趣 旨)

第1条 国立大学法人宮崎大学学務規則第72条に規定する宮崎大学大学院教育学研究科の長期履修学生に関しては、この規程の定めるところによる。

(資 格)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し就業している者（自営業及び臨時雇用を含む。）
- (2) 育児、介護等の事情を有する者
- (3) その他教育学研究科長（以下「研究科長」という。）が相当と認めた者

(申請の手続き)

第3条 長期履修を希望する者は、所定の期日までに次の各号に掲げる書類を研究科長に提出するものとする。

- (1) 長期履修申請書
- (2) 在職等証明書又はそれに代わるもの

2 前項各号に定める書類の提出期間は、原則として次に定めるとおりとする。

- (1) 1年次から希望する者は、当該入学年度開始前の2月末日まで
- (2) 2年次から希望する者は、長期履修開始前年度の2月末日まで

(許 可)

第4条 長期履修の許可は、研究科委員会の議を経て、研究科長が行う。

(長期履修期間)

第5条 長期履修学生として、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は、原則として1年単位とし、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 1年次から長期履修学生として認められた者については、4年以内
- (2) 2年次から長期履修学生として認められた者については、未修学年数の2倍に相当する年数以内

(在学期間)

第6条 長期履修学生の在学期間は6年を超えることができない。ただし、在学途中から長期履修学生となった者は、前条第2号の長期履修期間に2年を加えた年数を超えることができないものとする。

(履修期間の変更)

第7条 入学時に長期履修を認められた者は、一回に限り、許可された長期履修期間の延長又は短縮をすることができる。

2 長期履修期間の延長又は短縮を希望する者は、適用年度前の2月末日までに長期履修期間変更願を提出しなければならない。

3 履修期間の変更願は、研究科委員会で審査を行い、研究科長が許可する。

(授業料)

第8条 長期履修学生が納付する授業料の額は、宮崎大学長期履修学生の授業料取扱細則の規定によ

る。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、研究科委員会が定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

【6】宮崎大学大学院教育学研究科学生の教育実習履修に関する申し合わせ

平成18年2月15日
制 定

改正 平成20年4月1日

改正 平成23年1月19日

1 (趣旨)

この申し合わせは、宮崎大学教育文化学部科目等履修生受入に関する内規第5条に基づき定めるものである。

2 (履修資格)

この申し合わせの対象者は、次の者とする。

(1) 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の学生のうち長期在学を認められた者を除く学生。

(2) 宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻の学生。

3 (2の(1)に該当する学生の履修要件)

2の(1)に該当する学生で、教育実習の履修を希望できるのは、次の要件を満たす者に限る。

①履修を開始する年度当初において、小学校もしくは中学校教諭普通免許状取得に必要な単位のうち29単位以上(教職の意義等に関する科目2単位を含む。)を修得していること。

②取得を希望する免許状に対応する教科の指導法に関する科目を2単位以上履修済みもしくは履修中であること。

4 (2の(1)に該当する学生の教育実習の内容)

2の(1)に該当する学生が履修する教育実習の内容は、既に修得している教育職員免許法施行規則(以下、「施行規則」という。)に定める教育実習(ただし、幼稚園における実習を除く。)の単位数(以下、「既修得教育実習単位数」という。)により、以下の各号のいずれかとし、原則として附属中学校において実施する。

①既修得教育実習単位数が3単位以上5単位未満の場合は、副実習(2単位)を履修する。

②既修得教育実習単位数が3単位未満の場合は、教育実習基礎研究(1単位)・実習Ⅰおよび実習Ⅱ(合わせて4単位)を履修する。この場合、実習Ⅱは実習Ⅰ受講の翌年度に、教育実習基礎研究は実習Ⅰ・実習Ⅱ受講の2ヶ年にわたって受講する。

5 (2の(2)に該当する学生の扱い)

2の(2)に該当する学生で、教育実習の履修を希望する者は、履修を開始しようとする前年度の6月30日までに本学部教務・学生支援係に履修要件等に関する事前審査を希望する旨申し出ること。教務委員会を主とする組織で履修要件と教育実習の内容等を協議の上、履修を認めることがある。

6 (履修届の提出)

教育実習を履修しようとする学生は、履修を開始しようとする年度の4月30日までに、履修届を提出しなければならない。

7 (教育実習履修内規の準用)

学生の教育実習履修に関することで、この申し合わせに定めのない事項については、教育実習履修内規の規定を準用する。

【7】宮崎大学大学院教育学研究科学生の介護体験履修に関する申し合わせ

平成18年2月15日
制 定

改正 平成20年4月1日

改正 平成23年1月19日

1. (趣旨)

この申し合わせは、宮崎大学教育文化学部科目等履修生受入に関する内規第5条に基づき定めるものである。

2. (履修資格)

この申し合わせの対象者は、宮崎大学大学院教育学研究科学生のうち教職実践開発専攻の長期在学を認められた者を除く学生（以下、「学生」という。）とする。

3. (履修要件)

介護体験の履修を希望できるのは、履修を開始する年度当初において、小学校もしくは中学校教諭普通免許状取得に必要な単位のうち29単位以上（教職の意義等に関する科目2単位を含む。）を修得している者に限る。

4. (履修届の提出)

介護体験を履修しようとする学生は、履修しようとする年度の4月30日までに、履修届を提出しなければならない。

【8】宮崎大学大学院教育学研究科学位論文審査基準

平成25年10月16日
制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学学位規程第7条に規定する学位論文の審査については、この基準によるものとする。

(修士論文)

第2条 修士論文に係る審査(評価)の基準は、その論文が学術的意義、新規性、創造性、信頼性及び有用性を有していること。

(その他)

第3条 学位論文の審査(評価)に係る基準は、この基準に定めるもののほか、別に定める。

附記

この基準は、平成25年10月16日から実施する。

6. 教職実践開発専攻に関する諸規程

【1】宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の現職教員等の在学期間の短縮に関する内規

平成 20 年 3 月 20 日
制 定

(趣 旨)

第 1 条 宮崎大学大学院教育学研究科規程第 7 条第 2 項及び第 17 条の規定に基づく在学期間の短縮については、この内規に定めるところによる。

(適用資格)

第 2 条 在学期間の短縮を希望できる者は、6 年以上の常勤の教職経験を有する現職教員等の学生で、教育学研究科教職実践開発専攻の代替措置に関する内規に基づき、「学校における教育実習」のうち「基礎能力発展実習（3 単位）」及び「学校教育実践研究 実習（3 単位）」の代替措置を認められた者に限る。

(短縮による在学期間)

第 3 条 短縮による在学期間は、1 年以上 2 年未満とする。

(申請手続き)

第 4 条 在学期間の短縮を希望する者は、入学時において所定の申請手続きを行う。
研究科委員会において審査を行い、その結果を入学時に本人に通知する。

(審査基準及び方法)

第 5 条 審査基準及び方法は、次の通りとする。

- 2 学習達成評価委員会は、あらかじめ学生募集要項において公表した 2 年次終了時に達成すべき水準（現職教員等学生を対象とした達成度評価指標）に基づき、申請者の 1 年終了段階における各科目の成績及び「教職総合研究 I」（目標達成確認科目）の結果について判定する。
- 3 専攻会議は、学習達成評価委員会の議を経て、審査し評価する。
- 4 研究科委員会は、専攻会議の判定に基づき、在学期間の短縮に関する認定を行う。

(認定の決定及び通知)

第 6 条 研究科長は、専攻会議の評価に基づき、研究科委員会の議を経て、在学期間の短縮について認定し、その結果を本人に通知する。

附 則

この内規は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

【2】宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の長期在学制度に関する内規

平成20年3月20日
制 定

改正 平成22年3月5日 平成24年9月5日
平成26年10月8日

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科規程第7条第3項に規定する長期在学制度については、この内規に定めるところによる。

(長期在学生の目的)

第2条 標準修業年限2年では教職実践開発専攻の教育課程の履修が困難な学生を対象に、本人の申請に基づき、標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修し修了することを支援することを目的としている。

(長期在学生の資格)

第3条 長期在学を申請することができる者は、次に該当する者で標準修業年限2年では教職実践開発専攻の教育課程の履修が困難な学生とする。

- (1) 大学卒業後3年以上の常勤の社会人経験を有する者
- (2) 高等学校一種免許状等を取得しているものの、中学校または小学校一種免許状を取得していない者で、教育学研究科長が相当と認めた者

(修業年限)

第4条 長期在学を申請できる修業年限は3年または4年とする。

(在学年限)

第5条 在学年限は、第4条により認められた修業年限の2倍とする。

(申請に必要な事項)

第6条 長期在学を希望する者は、入学志願書提出に当たって、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 取得希望の学校種の教員免許状及び修業年限の年数等の必要事項を明記した所定の書類
- (2) 第3条第1号に該当する者は、大学卒業後3年以上の常勤の社会人経験を有することを証明する書類
- (3) 第3条第2号に該当する者は、取得または取得見込みの学校種の一つ免許状を証明する書類

(審査の基準及び方法)

第7条 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻会議は、提出された書類について、次の基準及び方法に基づき審査を行い、宮崎大学大学院教育学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に審査結果を報告する。

- (1) 第3条第1号に該当する者は、大学卒業後3年以上の常勤の社会人経験の有無を判定し、取得

希望の学校種の教員免許状及び修業年限の年数を審査し修業年限を判定する。

(2) 第3条第2号に該当する者は、取得または取得見込みの学校種の一種免許状を確認し、取得希望の学校種の教員免許状及び修業年限の年数を審査し修業年限を判定する。

(長期在学の認定)

第8条 長期在学の認定は、研究科委員会の議を経て教育学研究科長が行う。

(履修計画の作成と指導)

第9条 長期在学を認められた当該学生の指導教員は、入学時から修了までの年次毎の履修計画を作成し、適切に指導するものとする。

(長期在学制度に係る授業料)

第10条 長期在学制度に係る授業料は、第4条により認められた修業年限に相当する年数に応じた額とする。なお、在学中に授業料の改定が行われた場合は再計算される。

(長期在学期間の延長)

第11条 長期在学期間の延長は原則として認められない。

(長期在学期間の短縮)

第12条 長期在学者が長期在学期間を満了しないうちに課程を修了する必要単位数を取得する見込みのある場合には、長期在学期間の短縮をすることができる。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成22年3月5日から施行する。
- 2 第3条第2号は、平成22年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成24年9月5日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

【3】宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の現職教員等の特例による教育方法に関する内規

平成20年3月20日
制 定

(趣 旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科規程第8条の規定に基づく特例による教育方法については、この内規に定めるところによる。

(特例による教育方法)

第2条 特例による教育方法とは、夜間、夏季・冬季の休業中及び土・日曜日を活用した授業及び指導をいう。

(適用資格)

第3条 特例による教育方法の適用を受ける資格は、入学志願時の年度末までに6年以上の常勤の教職経験を有する現職教員等とする。但し、在学期間の短縮を希望する者は除く。

(共通必修科目についての措置)

第4条 共通必修科目（教育実習を除く）については、受講者全員が出席可能な授業日や時間を確保するため、夜間開講で対応できない科目については土・日曜日や長期休業期間に集中講義を開設する措置を講ずる。

(共通必修科目以外の措置)

第5条 コース必修科目や選択科目については、原則として夜間開講で対応できる措置を講ずる。夜間開講できないものについては、長期休業期間等に集中開講を行う等の措置を講ずる。

2 教育実習（メンターシップ実習等）については、宮崎県教育研修センター等の宮崎県教育委員会所管の教育研修施設及び宮崎市情報教育研修センター等の宮崎市教育委員会所管の教育研修施設等において長期休業等を活用して実施する。

附 則

平成20年4月1日から施行する。

【4】宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の指導教員に関する内規

平成20年3月20日
制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻規程第10条に基づく指導教員については、この内規の定めるところによる。

(教育・履修の指導教員の選任)

第2条 学生の教育・履修に関する指導教員については、専任教員から選任する。

2 教育・履修担当の指導教員は、学生による履修計画の作成とその達成を支援するために適切な指導を行うものとする。

(教育に関する課題研究の指導教員の選任)

第3条 学生の教育に関する課題研究についての指導教員は、専任教員及び兼任教員から選任する。

2 教育に関する課題研究担当の指導教員は、学生による教育に関する課題研究計画の作成及びその達成を支援するために適切な指導を行うものとする。

(適切な支援や指導を行うための措置)

第4条 学生の教育・履修に関する指導教員及び教育に関する課題研究についての指導教員は、学生に対する適切な支援や指導を行うため教職実践総合研究Ⅰ又は教職実践総合研究Ⅱを担当するものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

【5】宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻の「学校における実習」の代替措置に関する内規

平成20年3月20日
制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科規程第16条第2項に規定する「学校における実習」の代替措置については、この内規の定めるところによる。

(代替措置を認める授業科目)

第2条 前条にいう代替措置を希望することのできる教育実習科目は、「学校における実習」のうち「基礎能力発展実習(3単位)」及び「学校教育実践研究実習(3単位)」とする。

(申請資格)

第3条 6年以上の常勤の教職経験を有する現職教員等は、前条にいう「基礎能力発展実習(3単位)」及び「学校教育実践研究実習(3単位)」の代替措置を申請することができる。

2 3年以上6年未満の常勤の教職経験を有する現職教員は、「基礎能力発展実習(3単位)」の代替措置を申請することができる。

(申請手続き)

第4条 代替措置を希望する10年以上の常勤の教職経験を有する現職教員等は、入学志願書提出時において、初任者研修、教職5年経過研修並びに教職10年経過研修その他をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実践記録等の元本又は写しを提出するものとする。

2 6年以上10年未満の常勤の教職経験を有する現職教員は、入学志願書提出時において、初任者研修、教職5年経過研修その他をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実践記録等の元本又は写しを提出するものとする。

3 3年以上6年未満の常勤の教職経験を有する現職教員は、入学志願書提出時において、初任者研修その他の研修をそれぞれ証明する書類及び研究会等における研究授業、実践記録等の元本又は写しを提出するものとする。

(審査の基準及び審査方法)

第5条 専攻会議は、提出された申請書類について、以下の基準及び方法に基づき審査を行う。

(1) 「基礎能力発展実習(3単位)」の趣旨及び目標達成度の観点から評価し単位の認定に係る判定を行う。

(2) 「学校教育実践研究実習(3単位)」の趣旨及び目標達成度の観点から評価し単位の認定に係る判定を行う。

(代替措置の認定)

第6条 研究科委員会は、前項にいう専攻会議の判定に基づき、「基礎能力発展実習(3単位)」及び「学校教育実践研究実習(3単位)」の代替措置に関する単位及び評価の認定を行う。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

【6】宮崎大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻における科目等履修生受入れに関する内規

平成20年3月20日
制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学学務規則第87条第2項及び同大学院教育学研究科規程(以下「規程」いう。)第42条第8項に定める科目等履修生の受入れに関する事項についてはこの内規に定めるところによる。

(科目等履修生の受入れ)

第2条 科目等履修生は、授業及び運営に支障のない限りにおいて受け入れる。

(履修科目)

第3条 履修できる授業科目は、宮崎大学大学院教育学研究科履修細則に定める本専攻の授業科目とする。ただし、共通必修科目、教育実習科目及び目標達成科目の履修は認めない。

(履修制限)

第4条 規程第9条に基づき教育方法の特例として夜間等に開講される科目の履修は認めない。

(選考及び通知)

第5条 規程第42条第3項に定める選考は、書類審査による。ただし、必要に応じ面接等を課することがある。

2 選考の結果は、志願手続き後1ヶ月以内に郵送により通知し、合格者には、併せて入学手続き等について通知するものとする。

(入学願書等の様式)

第6条 規程第42条第2項に定める入学を志願する者の提出書類については、別紙第1号様式から第3号様式によるものとする。

(単位修得証明書の発行)

第7条 規程第42条第7項に定める単位修得証明書は、別紙第4号様式によるものとする。

(入学志願の時期等)

第8条 入学志願の時期は、次の各号に定める期間とし、公募方法は教育学研究科において公示する。

(1) 前学期3月1日から3月9日までの期間(土曜日、日曜日を除く。)

(2) 後学期9月1日から9月10日までの期間(土曜日、日曜日を除く。)

(3) 特別の事情がある場合には、上記以外の期間における入学志願を、研究科教務委員会の審議を経て許可するものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

7. 学校教育支援専攻に関する諸規程

【1】宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻の現職教員等の特例による教育方法に関する内規

平成20年3月20日
制 定

(趣 旨)

第1条 宮崎大学大学院教育学研究科規程第26条の規定に基づく特例による教育方法については、この内規に定めるところによる。

(特例による教育方法の適用者)

第2条 特例による教育方法の適用を受けることができる者は、次の各号に該当する者で、入学志願時の願い出に基づき宮崎大学大学院教育学研究科委員会の議を経て、宮崎大学大学院教育学研究科長が認定した者（以下「現職教員等」という。）とする。

- (1) 現に学校又は教育関係諸機関に専任として在職していること。
- (2) 入学志願時に年度末までに3年以上の教職経験を有すること。
- (3) 特例による教育方法について、県教育委員会、市町村教育委員会又は学校法人等の適用希望があること。

(特例による教育方法の適用方式)

第3条 特例による教育方法は、2年次のみに適用する「1年次フルタイム方式」と、1・2年次にわたって適用する「1・2年次とも夜間等の授業を履修する方式（夜間方式）」の2方式とする。

(現職教員等の履修要領)

第4条 現職教員等の履修方法等は、宮崎大学大学院教育学研究科履修細則に定めるところにより、次の要領により履修するものとする。

「1年次フルタイム方式」

- 1) 1年次にあつては、現職を離れて、通常的时间帯に開講される授業を履修するとともに研究指導を受け、課程修了に必要な32単位のうち24単位以上を修得するものとする。
- 2) 2年次にあつては、在職校等に勤務しながら、研究科の指定した時間又は時期等（通常の授業時間及び夜間、夏季・冬季の休業期間等）に通学し、課題研究6単位を含め課程修了に必要な残りの単位を修得するとともに、修士論文を作成するものとする。
- 3) 2年次には、指導教員の承諾を得て、夜間方式の授業も履修することができるものとする。

「1・2年次とも夜間等の授業を履修する方式（夜間方式）」

- 1) 1・2年次とも、原則として、夜間、夏季・冬季の休業期間中及び土曜日の午後が開講される授業を履修するとともに研究指導を受け、課程修了に必要な32単位を修得するものとする。そのうち課題研究の6単位は2年次において修得するとともに、修士論文を作成するものとする。
- 2) 指導教員の承諾を得て、昼間（通常的时间帯）の授業（休業期間中の集中講義を含む）も履修することができるものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

【2】宮崎大学大学院教育学研究科学校教育支援専攻における科目等履修生受入れに関する内規

平成20年3月20日
制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学学務規則第87条第2項及び同大学院教育学研究科規程（以下「規程」という。）第42条第8項に定める科目等履修生の受入れに関する事項についてはこの内規に定めるところによる。

(科目等履修生の受入れ)

第2条 科目等履修生は、授業及び運営に支障のない限りにおいて受け入れる。

(履修科目)

第3条 履修できる授業科目は、宮崎大学大学院教育学研究科履修細則に定める本専攻の授業科目とする。ただし、実習を伴う授業科目及び課題研究の履修は認めない。

(履修制限)

第4条 規程第9条に基づき教育方法の特例として夜間等に開講される科目の履修は認めない。

(選考及び通知)

第5条 規程第42条第3項に定める選考は、書類審査による。ただし、必要に応じ面接等を課することがある。

2 選考の結果は、志願手続き後1ヶ月以内に郵送により通知し、合格者には、併せて入学手続き等について通知するものとする。

(入学願書等の様式)

第6条 規程第42条第2項に定める入学を志願する者の提出書類については、別紙第1号様式から第3号様式によるものとする。

(単位修得証明書の発行)

第7条 規程第42条第7項に定める単位修得証明書は、別紙第4号様式によるものとする。

(入学志願の時期等)

第8条 入学志願の時期は、次の各号に定める期間とし、公募方法は教育学研究科において公示する。

(1) 前学期3月1日から3月9日までの期間（土曜日、日曜日を除く。）

(2) 後学期9月1日から9月10日までの期間（土曜日、日曜日を除く。）

(3) 特別の事情がある場合には、上記以外の期間における入学志願を、研究科教務委員会の審議を経て許可するものとする。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。